

# 質 疑 ・ 回 答 書

令和4年（2022年）11月30日

発注番号	04BA-2	件 名	事務用パソコン賃貸借
No.	質 疑 事 項		回 答
1	仕様書 6. 導入(4) 端末の配布 既存端末と新端末を交換すると記載がありますが、既存端末の撤去は今回の調達に含まれない認識でよろしいでしょうか。		お見込みのとおりです。
2	4. 機器の仕様(3)OA ソフトウェア ②Acronis 社製 Snap Deploy for PC ライセンスを選定する上で、運用中にイメージを更新することがあるかご教示ください。		Windows の機能アップデートに合わせイメージ更新を行います。更新作業は発注者で実施します。ただし、作業に当たり、不明点等ありましたらメール・電話等による QA 対応をお願いいたします。
3	7. 配備(2) 端末設定-(b) 端末固有設定 発注者が示す手順及び設定書に従って、ドメイン登録、ライセンス認証、本番 IP アドレス等の設定をすること。と記載がありますが、ライセンス認証の認証方法は電話認証でしょうか。		KMS 認証を想定しています。認証サーバーは発注者より提供します。
4	7. 配備(2) 端末設定-(c) 端末毎への個別インストール作業 ・インストールするソフトウェアの主な種類 ① 市販されているソフトウェア類 プリンタ・スキャナ等のドライバ類は、端末1台あたりいくつを想定されていますか。		原則1台につき1つ程度となります。
5	7. 配備(2) 端末設定-(c) 端末毎への個別インストール作業 ・インストールするソフトウェアの主な種類 ① 市販されているソフトウェア類 Adobe Acrobat・Illustrator・Photoshop 等は、150 台すべての端末にインストールされるのでしょうか。すべてでない場合、それぞれをインストールするおよその端末台数をご教示ください。		仕様書に記載のソフトウェア名は一例であり、端末ごとに必要なソフトが異なります。インストール対象端末台数は仕様書に記載のとおりです。
6	7. 配備(2) 端末設定-(c) 端末毎への個別インストール作業 ・インストールするソフトウェアの主な種類 ② 市販されていないソフトウェア 官公庁が開発したソフトウェア等の、平均的なインストール時間をご教示ください。		ソフトウェアの種類により大きく前後しますが、1本あたりおおよそ10分～20分を予定しています。インストーラおよび手順は発注者より提供します。
7	8. 保守(1) 保守内容 保守対象は、本体、電源アダプタ、バッテリー及びマウスとの記載がありますが、カードリーダーは保守対象外との認識でよろしいでしょうか。		お見込みのとおりです。
8	4. 機器仕様 (1) 機器の仕様 CD/DVD ドライブとのことですが、DVD スーパーマルチで		書き込み可能なドライブも可とします。ただし、書き込み制御作業については発注者側で実施するため、ローカルグループポリシーの設定は不要です。

	ローカルのグループポリシー上で書き込み無効の設定する形で対応してよろしいでしょうか？	
9	4. 機器仕様 (2) 付属品 USB マウスは、本体メーカー以外のサードパーティ製品でもよろしいでしょうか？	保守対応が可能な場合に限り認めます。
10	6. 導入 (2) スケジュール マスター作成用の PC はお客様へいつまでに渡したらよいでしょうか？	イメージ展開作業開始の 2 週間前を想定していましたが、別途協議のうえ決定するものとします。
11	6. 導入 (2) スケジュール マスター作成用の PC は、何台必要でしょうか？	4 台必要となります。
12	6. 導入 (2) スケジュール マスターは何種類作成予定ですか？	2 種類作成予定です。
13	6. 導入 (4) 端末の配布 受注者が窓口を設け交換作業を行うことになっていますが、2～3日間程度でよろしいでしょうか？	3 営業日程度を想定していますが、協議のうえ決定するものとします。
14	6. 導入 (4. 機器仕様との関係) CD/DVD ドライブ (書き込み不可) の PC の場合は、受注生産の PC となります。その場合は、契約後、マスター用 PC の提供を含め、納品まで 1 ヶ月程度かかります。よって、1 月中旬以降の納品からのスケジュールとなりますが、調整は可能でしょうか？	回答 No. 08 を参照ください。
15	7. 配備 (2) 作業場所 ご用意いただける作業場所の広さはどのくらいでしょうか？	13 m <sup>2</sup> です。
16	7. 配備 (2) 端末設定 (b) 固有設定と (c) 端末ごとへの個別インストール設定 に関してですが、貴庁舎内での PC1 台当たりの作業時間はどのくらいかかるのを想定されていますか？	ソフトウェアの種類により大きく前後しますが、固有設定に 10 分程度、ソフトウェア 1 本あたりのインストール所要時間を 10 分程度として、2～5 本程度インストールすることを想定しおおよそ合計 30 分～60 分を想定しています。
17	7. 配備 (2) 端末設定 (2) 端末設定 Adobe 製品 (Acrobat、illustrator、photoshop 等) はインストーラをご用意いただくことは可能でしょうか。 →通常は Adobe アカウントにてログイン後、各端末でダウンロード～インストールを行う手順となり、インストーラからのインストールと	インストーラを発注者より提供します。

	比較すると大幅に作業時間が異なります。	
18	7. 配備 (2) 端末設定 本体に張り付けるラベルのサイズを教えてください。	納入機器のサイズに応じて別途協議とします。
19	8. 保守 (1) 保守内容 半導体不足などににより、現在、パーツ交換が現地で出来ない場合も想定されます。よって、その場合、予備機で入れ替えて対応してもよろしいでしょうか？	交換機のハードディスクに対し、発注者にてデータ消去を実施することが認められる場合に限り可とします。
20	8. 保守 (1) 保守内容 保守の範囲は、ハードウェア保守の範囲と考えてよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
21	8. 保守 (1) 保守内容 保守用の予備機保管をお客様場所保管していただくことは可能でしょうか？	10 台程度であれば可能です。
22	契約保証金についてご教授お願いいたします。 免除の場合の条件等	別紙「契約条項 (契約約款)」第 26 条のとおり。 (免除の規定は、第 26 条第 5 項。) なお、第 26 条第 5 項第 1 号については、履行が終了した契約が対象となります。 「契約保証金」の免除申請は、開札後、落札決定ののち、提出していただくことになります。 なお、契約約款については、枚方市ホームページ (「入札・契約情報→入札契約制度→約款」内の「物品：2. 賃貸借」)を参照ください。
23	万が一、翌年度予算がつかず、契約が解除された場合、その時点の未経過リース料相当額は損害賠償額として支払って頂けるのでしょうか。	本件は、債務負担行為による契約となることから、予算については確保済みです。
24	保守 契約書について、保守会社を含めた 3 社間契約での締結は可能でしょうか。	3 社間契約は行っていません。 本件の主たる目的である賃貸借については、受注者で行っていただく必要があります。ただし、それ以外の業務については、契約締結後に、受注者より発注者に対して、所定の様式により申請し、承認を得れば、第三者に履行させることができます。なお、関係法令を遵守した上で業務を行ってください。
25	動産保険 物件に付保する動産総合保険の保険価額 (保険金額) は、リース経過期間などに応じた時価となりますがよろしいでしょうか。	可とします。
26	動産保険 保守費用とソフトウェアは動産総合保険の適用外で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

27	その他 契約書雛形を事前にいただく事は可能でしょうか。	契約書頭書については、別紙「契約書(案)」を参照ください。(この「質疑・回答書」の末尾にあります。) なお、契約条項については、枚方市ホームページ(「入札・契約情報→入札契約制度→約款」内の「物品：2. 賃貸借」)を参照ください。
28	満了後の引上げ 引上場所は、枚方市様にて配線等を取り外したノートPCを1か所に集積したものを引き上げるイメージでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
29	データ消去 データ消去後の引上げとのことですが、物理破壊でのデータ消去となりますがよろしいでしょうか。	発注者がデータ消去作業を行うことから、書面の発行は不要です。
30	データ消去 物理破壊でのデータ消去作業の場合、作業報告書については産業廃棄物として廃棄した「マニフェスト」の写しをまとめて1枚でもよろしいでしょうか。	回答 No. 29 を参照ください。
31	第三者への委託 保守及びデータ消去作業・引上作業等 発注者で対応できない作業は、第三者への委託で問題ないでしょうか。	本仕様書の「10.機密事項(8)再委託の禁止又は制限」に記載のとおりです。
32	既存端末 既存端末については、引上げ等は発生しない認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
33	リース料支払い リース料のお支払いは、当月分を翌月末に振り込みとの認識でよろしいでしょうか。	各月ごとの請求書を当月末日以降に発行の上発送してください。その上で、発注者に翌月9日までに到着した場合、翌月末払いが可能です。なお、翌月1～10日に閉庁日が含まれる場合、閉庁日数に応じ締切日が前倒しとなります。
34	8. 保守 (1) 保守内容 保守対象に、バッテリーを含めておりますが、バッテリーはメーカーとして、消耗品扱いです。 保守に含めるとしたら、どういう状態になった場合に保守対象とお考えでしょうか？ 例えば、性能劣化でバッテリーが原因でパソコンが起動しなくなった場合のことでしょうか？	初期不良および通常使用のなかで突発的な不良が発生した場合を保守対象と想定しています。通常使用に伴う経年劣化については対象外とします。
35	コロナ禍・半導体不足等を踏まえ、やむを得ない場合に限り、ペナルティなしで開始・終了時期の変更などの調整相談に応じて頂けますか？	納入期限までに賃貸借物件を納入できない理由が受注者の責めによらない場合は、別途協議するものとします。ただし、落札後に判明した場合には限りません。
36	応札は総額税抜き(月額×リース期間)で間違いはないでしょうか？	お見込みのとおりです。

37	入札金額につき、月額／年額／総額等及び税別／税込のご指示を下さい。	総額・税別です。
38	契約書は市の書式ということですが、案を事前に開示いただけませんか。	回答 No. 27 を参照ください。
39	賃貸借料は令和5年3月より毎月末日に59ヶ月間支払われるものと理解してよろしいでしょうか。	回答 No. 33 を参照ください。
40	カードリーダーについては満了後市に無償譲渡するということで、受注者はその分の固定資産税の負担は免除されると理解してよろしいでしょうか。	カードリーダーについては満了後に市に所有権が帰属するものとしますが、固定資産税の課税に係る判断はできかねますので、貴社が所在する自治体に確認してください。
41	動産総合保険については通常のものということで、地震／津波は対象外で、経年とともに保険金額上限が逡減されるものでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
42	満了後の撤去について、 ① データ消去は市にて実施されるということですが必要でしょうか。必要な場合引取後の対応でよろしいでしょうか。 ② 養生は必要でしょうか。 ③ エレベーターは利用可能でしょうか。平日の対応でよろしいでしょうか。	①発注者側で実施するため不要です。 ②必要最小限の範囲で養生をお願いします。 ③エレベーターは利用可能ですが、開庁時間中は来庁者の利用を優先に作業願います。必要に応じ、開庁時間外での作業もお見込みください。
43	世界的なコロナウイルスの蔓延や半導体不足で全国的に納品遅延が増えており、万が一受注者の責によらない納品遅延が発生した場合、納期について協議いただけますでしょうか。また、これが原因で受注者が指名停止等のペナルティを受けることはないものと理解してよろしいでしょうか。	回答 No. 35 を参照ください。
44	市にて実施予定のデータ消去について物理的破壊を予定されておられますでしょうか。	ディスク消去ツールの使用を想定しています。
45	CD/DVD ドライブについて、スーパーマルチドライブに書き込み不可設定を施したものでも可としていただけますでしょうか。	回答 No. 08 を参照ください。
47	CD/DVD ドライブについて、ドライブなし端末に外付けドライブでの対応でも可としていただけますでしょうか。	外付けドライブも可としますが、ラベルの貼り付けを行ってください。ラベル枚数および内容は別途協議するものとします。
48	外付けドライブ可となった場合についてですが、数量は端末と同数量用意でよろしいでしょうか。また、保守範囲に含まれますでしょうか。	数量は同数を用意してください。保守範囲に含まれます。

49	外付けドライブ可となった場合のインターフェイスについて、外付けドライブ用のUSBを除いて Type-A3 つ以上必要という認識でよろしいでしょうか。	外付けドライブ用のUSBを含めて Type-A3 つ以上であっても認めます。
50	各職員様への配布を庁舎内で実施するとありますが、期間中の窓口提供時間および休日の扱いについてご提示いただけませんかでしょうか。	平日 9:00 から 12:00 および 12:45 から 17:30 の間で提供します。土曜日、日曜日および国民の祝日は閉庁日となります。
51	帰属の記載内容からから Snap Deploy のエディションは「マシンライセンス」を想定していますが、間違いありませんでしょうか。	お見込みのとおりです。
52	8. 保守 (1) 保守内容 SSDにBitlocker等の暗号化されているのでしょうか?	暗号化はしていません。
53	8. 保守 (1) 保守内容 SSDにBitlocker等の暗号化されているのでしょうか?暗号化されている場合、回復キーの管理は貴市にてされていますでしょうか?	暗号化はしていませんが、回復キーは発注者にて管理しています。
54	8. 保守 (1) 保守内容 問い合わせ窓口への修理依頼連絡は、各出先様からでしょうか?それとも、DX推進課様からでしょうか?	原則はDX推進課より行いますが、該当端末の設置場所が市役所本庁から離れた拠点の場合には、DX推進課にて一時切り分け後、各拠点から修理依頼連絡を行うことがあります。
55	8. 保守 (1) 保守内容 機器障害時における切り分けはDX推進課様で一時切り分け後、ハードウェアの障害であった場合、問い合わせ窓口へ修理依頼が入るという認識で相違ございませんでしょうか?	お見込みのとおりです。但し、複数部品の故障等により障害箇所が特定できない場合等は、障害内容を発注者からお伝えする対応になります。
56	8. 保守 (1) 保守内容 SSD交換となった場合のマスタイメージ戻し入れ、個別ソフトのインストールは貴市にて実施される認識で相違ございませんでしょうか?	お見込みのとおりです。

※ 枚方市 総務部 契約課

TEL : 072-841-1345、 FAX : 072-841-2015

E-mail 送付先 : keiyaku-kouji@city.hirakata.osaka.jp (工事)

keiyaku-itaku@city.hirakata.osaka.jp (委託)

keiyaku-buppin@city.hirakata.osaka.jp (物品)

# 貸借契約書（案）

収入  
印紙

件名 ○○○○○貸借

納入場所 枚方市指定場所

期間 自 令和 年 月 日  
至 令和 年 月 日

契約金額 \_\_\_\_\_ 円

うち取引に係る消費税  
及び地方消費税の額 \_\_\_\_\_ 円

支払条件

前払金 適用せず  
中間前払金 適用せず  
部分払回数 回  
完了払

契約保証金

貸借期間 自 令和 年 月 日  
至 令和 年 月 日

支払月額 円（消費税等含む）  
支払月数 月

貸借物件  
案件番号

上記の件名について、発注者と受注者は、以下の条項により契約を締結する。

本契約の証として本書を作成し、当事者が電子署名し、又は記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者

住所

受注者

商号又は名称  
代表者氏名

印

伝票番号

# 契 約 条 項

## (総則)

**第1条** 受注者は、この機器の賃貸借に関し、この契約書に定めるもののほか、仕様書に基づき、これを履行しなければならない。

## (個人情報の保護)

**第2条** 発注者及び受注者は、この契約を履行するに当たり、個人情報保護に関する取扱いについて枚方市個人情報保護条例を遵守するものとする。

- 2 受注者は、その業務を第三者に行わせる場合は、当該第三者に個人情報保護に関する取扱いについて枚方市個人情報保護条例を遵守させるようにするものとする。
- 3 発注者は、受注者の個人情報の管理の状況について、定期に及び必要に応じ随時に調査を行うことができる。
- 4 受注者は、発注者の求めに応じて、前項の状況について報告しなければならない。

## (導入作業の実施)

**第3条** 受注者は、頭書記載の賃借期間（以下「賃借期間」という。）の開始日までに、頭書記載の据付場所（以下「据付場所」という。）に機器を据え付け、正常な状態で使用できるよう、必要な作業を行うものとする。

- 2 受注者は、前項の作業を第三者に行わせる場合は、あらかじめ書面で申し出て、発注者の承諾を受けなければならない。
- 3 発注者は、機器の納入、据付及び調整を受けたときは、これを確認の上、受注者に通知するものとする。
- 4 発注者は、機器の納入期限までに、据付場所の受入準備を完了するものとする。
- 5 受注者は、機器に受注者の所有に属する旨の表示をすることができる。

## (賃借料及び消費税等の支払)

**第4条** 受注者は、頭書記載の賃借料（これに係る消費税及び地方消費税を含む。以下「契約金額」という。）を、頭書記載の支払方法に従って発注者に請求し、発注者は、請求を受けた日から起算して30日以内に契約金額を支払うものとする。

## (機器の保守等)

**第5条** 受注者は、仕様書に定めるところにより、発注者が機器を常時正常な状態で使用できるよう、受注者の負担において機器の調整及び修理その他の保守（以下「機器の保守等」という。）を行わなければならない。ただし、発注者の故意又は重大な過失により、機器の保守等の必要が生じた場合の機器の保守等に要する費用は、発注者の負担とする。

- 2 発注者は、通常時間外又は緊急の機器の保守等を必要とする場合は、速やかに受注者に通知するものとする。
- 3 機器の据付及び機器の保守等に必要とする電力等の費用は、発注者の負担とする。
- 4 受注者は、機器の保守等を第三者に行わせる場合は、あらかじめ書面で申し出て、発注者の承諾を受けなければならない。

## (機器の取替え又は改造)

**第6条** 発注者は、機器の取替え又は改造を必要とする場合は、あらかじめ受注者と協議し、受注者の承諾を得るものとする。この場合の費用は、発注者が負担するものとする。

- 2 前項の規定による機器の取替え又は改造によって契約内容を変更する必要がある場合は、発注者及び受注者が協議の上、契約の変更を行うものとする。

## (他の機械器具の取付)

**第7条** 発注者は、機器に他の機械器具を取り付ける必要がある場合は、あらかじめ受注者と協議し、受注者の承諾を得るものとする。この場合の費用は、発注者が負担するものとする。

- 2 受注者は、前項の規定による他の機械器具の取付けが機器の機能に支障を与えるものと認められるときは、承諾しないことがある。

## (機器の移転)

**第8条** 発注者は、機器を据付場所から移転する必要がある場合は、あらかじめ受注者と協議し、受注者の承諾を得るものとする。この場合の費用は、発注者が負担するものとする。

## (機器の返還)

**第9条** 受注者は、仕様書に定めるところにより、賃借期間満了後、概ね1月以内に、機器を撤去するものとする。この場合の費用（処分費を含む。）は、受注者が負担するものとする。

2 受注者は、仕様書に定めるところにより、前項の規定による撤去に際しハードディスク内の記録（OSを含む。）の消去を行い、消去が完了した旨の報告書を発注者に提出しなければならない。

3 受注者は、仕様書に定めるところにより、賃借期間満了後、機器の権利を無償で枚方市に帰属するものとする。

**（管理者の注意等）**

**第10条** 発注者は、据付場所をあらかじめ受注者が申し出た温度、湿度その他良好な環境に保持する等、善良な管理者の注意をもって機器を管理するものとする。

2 発注者の故意又は過失によって機器に損害を与え、又は欠損を生じた場合、受注者はその賠償を請求することができる。ただし、次条の規定により受注者が付保した動産総合保険により補填されたものについては、請求することができないものとする。

3 発注者は、機器を他人の権利の目的物とすることはできない。

**（保険）**

**第11条** 受注者は、仕様書に定めるところにより、受注者の負担において、機器に動産総合保険を付保するものとする。

**（権利義務の譲渡禁止）**

**第12条** 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

**（立入権及び秘密保持）**

**第13条** 受注者の従業員は、機器の保守等のため、据付場所に立ち入ることができる。この場合において、従業員は、必ず身分証明書を呈示するものとする。

2 受注者及びその従業員は、前項の規定による立入に際して得た発注者の業務上の秘密を、第三者に漏洩してはならない。

**（発注者の任意解除権）**

**第14条** 発注者は、この契約が完了するまでの間は、次条又は第16条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

**（発注者の催告による解除権）**

**第15条** 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時におけるこの契約による債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 納入期限までに機器を搬入しないとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

**（発注者の催告によらない解除権）**

**第16条** 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第12条の規定に違反して、契約金額の給付を目的とする債権を譲渡したとき。

(2) この契約の締結又は履行について不正な行為（第18条各号に該当するものを除く（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項第3号で規定する不当廉売の場合を除く。））があったとき、その他契約に関する法令、条例、規則、規程等に違反したとき。

(3) この契約による債務の履行をすることができないことが明らかであるとき。

(4) この契約による債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(5) この契約による債務の一部の履行が不能である場合又はその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(6) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

- (7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がこの契約による債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者に契約金額の給付を目的とする債権を譲渡したとき。
- (9) 第19条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (10) 枚方市公共工事等暴力団排除措置要綱別表に掲げる措置要件に該当し、入札等除外措置を受けたとき（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）。
- (11) 次のいずれかに該当するとき。
- イ 受注者が法人である場合にはその役員等（枚方市公共工事等暴力団排除措置要綱第2条第6項に規定する役員等をいう。）、受注者が個人である場合にはその者（以下この号においてこれらを「役員等」という。）が暴力団員であると認められるとき。
  - ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等したと認められるとき。
  - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
  - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - ヘ 下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - ト イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

**（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）**

**第17条** 第15条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

**（談合その他不正行為による発注者の解除権）**

**第18条** 発注者は、この契約に関し、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当したときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 受注者に違反行為があったとして、公正取引委員会が行った独占禁止法第7条第1項若しくは同条第2項（同法第8条の2第2項及び同法第20条第2項において準用する場合を含む。）、同法第8条の2第1項若しくは同条第3項、同法第17条の2又は同法第20条第1項の規定による排除措置命令を受けたとき。
- (2) 受注者に違反行為があったとして、公正取引委員会が行った独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）若しくは同法第7条の9第1項の規定による課徴金の納付命令を受けたとき、又は同法第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、同法第7条の4第1項の規定により納付命令を受けなかったとき。
- (3) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当すると認められたとき。

**（受注者の解除権）**

**第19条** 受注者は、発注者がこの契約に違反し、その違反によって賃貸借が不可能になったときは、直ちにこの契約を解除することができる。

**（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）**

**第20条** 前条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、同条の規定による契約の解除をすることができない。

### (発注者の損害賠償請求等)

**第21条** 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 納入期限までに機器を納入することができないとき。
  - (2) 納入された機器に契約不適合があるとき。
  - (3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約による債務の本旨に従った履行をしないとき又はこの契約による債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、前項の損害賠償に代えて、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、発注者に生じた実際の損害額が違約金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することができる。
- (1) 第15条又は第16条の規定によりこの契約が解除されたとき。
  - (2) 賃借期間満了前に、受注者がその債務の履行を拒絶し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務の履行が不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
  - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
  - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第2項の場合(第16条第8号、第10号又は第11号の規定により、この契約が解除された場合を除く。)において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

### (受注者の損害賠償請求等)

**第22条** 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害(第1号に掲げる場合にあつては、契約金額から解除の日までの期間に係る契約金額相当額を控除した額)の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第19条の規定によりこの契約が解除されたとき。
  - (2) 前号に掲げる場合のほか、この契約による債務の本旨に従った履行をしないとき又はこの契約による債務の履行が不能であるとき。
- 2 第4条第1項の規定による契約金額の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率(以下「支払遅延防止法の率」という。)を乗じて計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。
- 3 第15条及び第16条の規定により契約を解除した場合における受注者に生じた損害については、発注者は、その責めを負わない。

### (第三者に対する損害賠償責任)

**第23条** 受注者は、第三者に対して損害を与えたときは、その損害の賠償の責めを負わなければならない。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由によるときは、この限りでない。

### (賠償の予定)

**第24条** 受注者は、この契約に関し、第18条各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、

賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を支払わなければならない。業務が完了した後も同様とする。ただし、同条第1号から第3号までのうち、その対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号で規定する不当廉売の場合を除く。

2 前項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散されているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払を請求することができる。この場合においては、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前項に規定する額を発注者に支払わなければならない。

3 発注者は、発注者に生じた実際の損害額が第1項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することができる。

#### (賠償金の徴収)

**第25条** 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額を発注者の指定する期間を経過した日から契約金額の支払の日までの日数に応じ支払遅延防止法の率を乗じて計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 発注者は、前項の追徴をする場合には、遅延日数につき支払遅延防止法の率を乗じて計算した額の延滞金を徴収する。

#### (契約の保証)

**第26条** 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関の保証

(4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、契約金額の100分の5以上としなければならない。

3 受注者が第1項第3号又は第4号のいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第21条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

4 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

5 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。ただし、第1号の場合においては、本市との契約のみを理由とする場合を除き、契約保証金免除申請書及び当該免除事由に係る契約書の写し（本市との契約に係るものを除く。）を発注者に提出しなければならない。

(1) 受注者がこの契約を締結する日の属する年度及び過去2年度の間に本市、国又は他の地方公共団体と契約（国又は他の地方公共団体との契約にあっては、種類及び規模をほぼ同じくするものに限る。）を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行し、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(2) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。

(3) 契約金額が1,300,000円未満のとき。

(4) 契約の相手方が国、地方公共団体等で契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

(5) 市長、上下水道事業管理者又は病院事業管理者が特に認めるものであるとき。

6 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の100分の5に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

#### (疑義の解決)

**第27条** この契約書に定める条項その他について疑義が生じた場合には、発注者と受注者とが協議の上、解決するものとする。

#### (補則)

**第28条** この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。